



みどり たはらし
水土里ネット田原市

発行／田原市土地改良区 第37号 令和8年6月発行
〒441-3421 田原市田原町東馬洗 38 番地 3
電話 (0531) 22-1589 FAX 22-3276
赤羽根支所 電話 45-2113 渥美支所 電話 33-0701
U R L : <https://www.midorinet-tahara.com>
E-mail : tahara-t10@tees.jp (本部)
E-mail : tahara-t05@tees.jp (田原支所)
E-mail : tahara-t03@tees.jp (赤羽根支所)
E-mail : tahara-t06@tees.jp (渥美支所)

田原市 土地改良区だより



三河田原駅



理事長挨拶

田原市土地改良区 理事長 大和 義弘

組合員の皆様方には、日頃より、当土地改良区の管理・運営並びに事業推進に格別なるご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、用水の状況であります。昨年8月29日より開始されました節水対策であります。4月28日に解除されました。節水期間中には、3月17日に宇連ダムが枯渇し、豊川本流や宇連ダムの底水、各地の緊急水源を活用するなど対策を取り、佐久間ダムの緊急導水を行うなど緊急事態へ対応してきました。4月に入り水田も始まり水需要期となり心配されましたが定期的な降雨により宇連ダム・大島ダム始め各調整池の貯水量も回復し節水解除となりましたが、長期の節水対策により皆様方には大変ご不便をお掛けしたと思いますが、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。水は限りある資源でありますので、今後も皆様方一人一人節水を心がけていただきたいと思います。

事業関係であります。豊川用水二期事業を始め、県営事業である和地太田地区、伊良湖3期地区、各ため池整備、その他単県事業等につきましても、適切な予算確保に向けた要望活動を行いながら、各関係機関と連絡を密にし、円滑な事業推進に努めてまいります。

なお、合併当初より据置いてまいりました賦課金単価であります。人件費や電力費、資材費の高騰による工事費の増加等の昨今の社会情勢を踏まえ増額と改定させていただくこととなりましたのでご理解下さいますようお願い申し上げます。

今後も当地域の農業の更なる発展に貢献できますよう、役職員一丸となって努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

全国水土里ネット表彰式



長年の功績により全土連会長表彰を受賞されました。

第20回 通常総代会が開催されました!!

令和8年3月24日（火）午後2時より田原文化会館において、田原市土地改良区の第20回通常総代会が開催されました。総代多数の出席のもと、田原市長を始め多数のご来賓のご臨席を賜り、議長には、中山町の渡會崇氏が選出され、提出された議案すべて原案どおり可決承認されました。

◆提出議案

第1号議案	令和7年度一般会計収支補正予算の議決について
第2号議案	令和8年度事業計画の議決について
第3号議案	令和8年度賦課金の賦課及び徴収方法等の議決について
第4号議案	令和8年度新規加入金の議決について
第5号議案	令和8年度地区除外決済金の議決について
第6号議案	令和8年度農林漁業資金の借入議決について
第7号議案	令和8年度一時借入金限度額等の議決について
第8号議案	令和8年度一般会計収支予算の議決について
第9号議案	令和8年度歳計現金預入先金融機関の議決について
第10号議案	定款の一部改正の議決について
第11号議案	規約の一部改正の議決について
第12号議案	指示訂正事項について

総代会の状況



議長 渡會崇氏

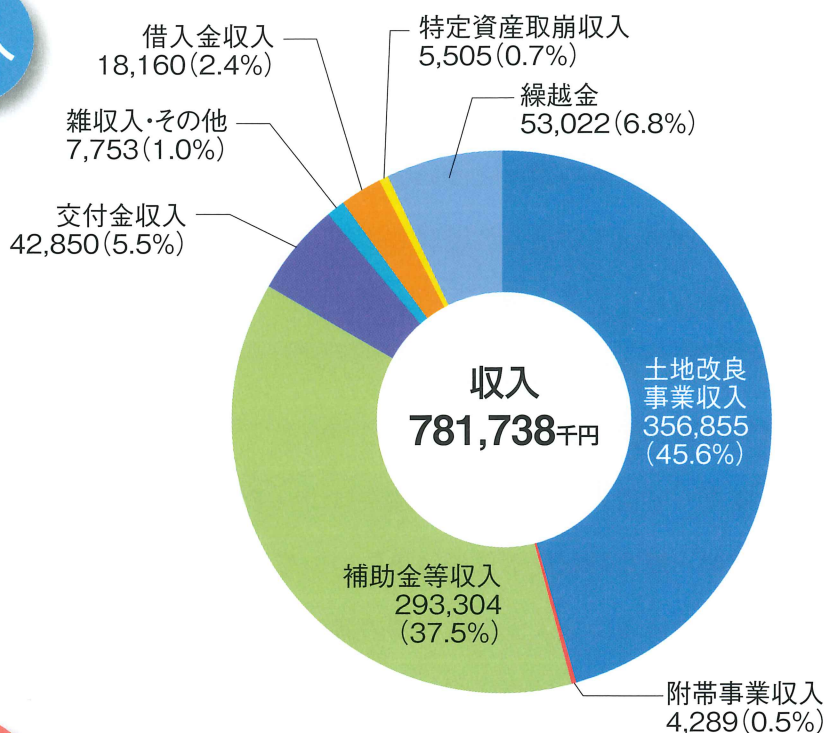


議案の採決

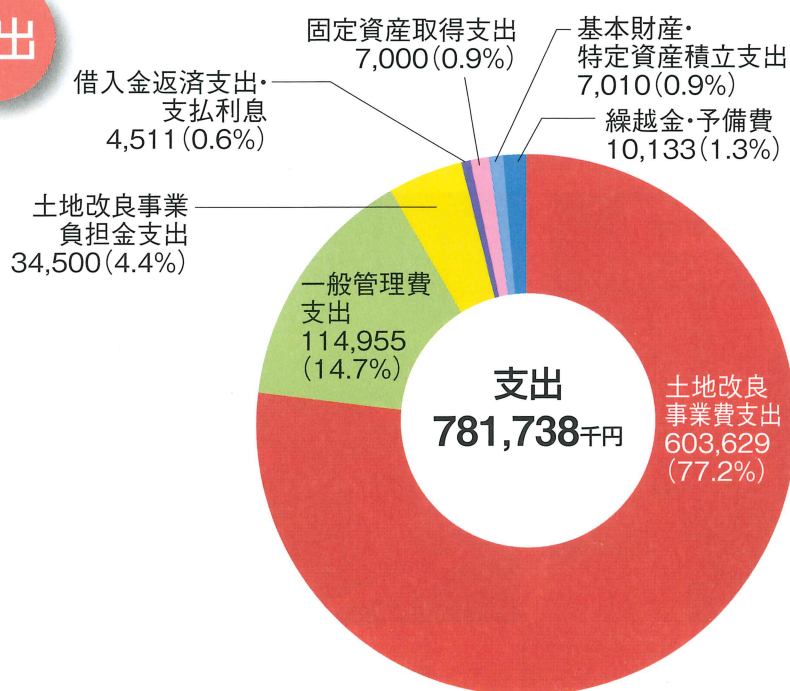
令和8年度 当初予算について

一般会計収支予算 781,738 千円

収入



支出



令和8年度 賦課金の徴収について

種 別	10a当り (円)	賦課期日	徴収時期	徴収方法
経常賦課金	運 営 事 務 費	田、畑 1,360	4月1日 全 地 域 4月25日	直接徴収 (口座振替等)
	維 持 管 理 費	田 1,000	4月1日 全 地 域 4月25日	直接徴収 (口座振替等)
		畑 3,020		
		温室、フレーム 6,700	9月1日 全 地 域 9月25日	直接徴収 (口座振替等)
特別賦課金	農 林 漁 業 資 金 償 還 金	各地区償還金	4月1日 該当地域 6月25日	直接徴収 (口座振替等)

◎組合員数：7,686 人 ◎受益面積：6,934.8ha

注意：田原市土地改良区が発行する各賦課金が、期限内に納入されない場合、督促状が発行されます。
また、督促状発行時に延滞金・督促手数料が加算されますので、**早急に納入下さる様お願いします。**
滞納賦課金は、法に基づき滞納処分による「差押え等」強制執行等を実施する場合があります。

令和8年度 地区除外決済金単価について

	種別	10a 当り (円)	備考
田原市土地改良区	田	48,623	・ 償還地区は別途償還決済金を加算 ・ 事務費 1 件当たり 3,000 円を加算
	畑	90,243	
豊川総合用水土地改良区	田	113,970	一般地区
		115,670	二期事業石綿管除去地区
	畑	121,670	一般地区
		123,370	二期事業石綿管除去地区

農地転用及び地区除外申請を行う前に

農地転用及び地区除外をする前に、豊川用水の施設が埋設及び設置されている場合、移設・付替・廃止等に申請が必要です。**許可後でなければ意見書が交付されません**ので、必ず事前に各支所にて打合せを行って下さい。

令和8年度 新規加入金単価について

	種別	10a 当り (円)	備考
田原市土地改良区	田	32,000	
	畑	48,000	
豊川総合用水土地改良区	田	79,000	
	畑	89,000	

理事・監事

理事長	大和 義弘	南神戸町	理事	伊藤 公夫	江比間町
副理事長	渡會 政美	中山町	理事	西川 直孝	石神町
副理事長	渡邊 幸久	高松町	理事	楠名 弘明	古田町
理事	大河 吉男	六連町	理事	宮川 定郎	福江町
理事	安田 芳克	谷熊町	理事	中川 信義	小中山町
理事	河邊 武良	神戸町	理事	森下 寿	小中山町
理事	菰田 安昭	吉胡町	理事	安藤 亮輔	西山町
理事	山田 政司	田原町	理事	木邨 信弘	堀切町
理事	森下 和茂	加治町	理事	河合雅之助	和地町
理事	林 幸信	野田町	総括監事	渡會 正則	中山町
理事	河合 良雄	野田町	次席監事	内藤 康宏	日出町
理事	杉原 幹麿	赤羽根町	監事	大谷 弘文	浦町
理事	青木 伸泰	若見町	監事	中川 文男	赤羽根町

任期 4 年 令和 5 年 3 月 29 日～令和 9 年 3 月 28 日

管理区長・管理班長

●田原地域

管理区	管理区長	管理班	管理班長
① 六連	小林 勝広	1 六連	大河 吉男
		2 百々	小林 勝広
② 東部	河辺 行史	3 豊島	金井 悟
		4 谷熊	鈴木 康氏
③ 大草	松本 功	5 相川	鈴木 俊夫
		6 大草	中田 孝一
④ 神戸	大谷 吉幸	7 神戸	三浦 道行
		8 南神戸	白井 進
		9 西神戸	楠 豊一朗
		10 東神戸	福井 孝之
⑤ 童浦	三浦 英之	11 浦	眞木 守
		12 吉胡・波瀬	岡田 和夫
		13 白谷・片浜	藤城 雅章
⑥ 中部	山田 政司	14 東田原	藤城 定男
		15 西田原	大橋 均
⑦ 衣笠	河合 英昭	16 加治	河合 英昭
⑧ 南部	河合 幸康	17 大久保	河合 幸康
⑨ 野田	亀田 和幸	18 芦	伊藤 健作
		19 野田	河合 尊
		20 仁崎	和田 敏己

●赤羽根地域

管理区	管理区長	管理班	管理班長
⑩ 高松	渡邊 幸久	21 高松第1	光部 浩司
		22 高松第2	田村 勝己
		23 高松第3	渡邊 邦通
⑪ 赤羽根	杉原 幹麿	24 赤東	中川 文男
		25 赤中	川合 尉
		26 赤西	鈴木 正晴
⑫ 若戸	青木 伸泰	27 池尻	杉原 広人
		28 若見	伊藤 光徳
		29 越戸	伊藤 孝彦

●渥美地域

管理区	管理区長	管理班	管理班長
⑬ 泉	花井 勝正	30 宇津江	千賀 洋一
		31 江比間	山内 明裕
		32 八王子	大久保 隆
		33 村松	花井 勝正
		34 馬伏	山田 稔
		35 伊川津	太田 優彦
		36 石神	西川光太郎
⑭ 清田	田中 瑞夫	37 高木	小林 利彰
		38 古田工区	宮川 隆司
		39 古田	宮川 隆司
		40 折立	杉浦 敏弘
		41 山田	田中 瑞夫
		42 長洲田	山本 信作
⑮ 福江	清田 大治	43 東山	鶴飼 孝行
		44 長沢	鈴木 弘
		45 福江	荒木 早太
		46 向新	岡本 信樹
		47 保美	清田 大治
⑯ 中山	小川 秀晴	48 中山	赤佐 敏生
		49 中山開拓	惣卜 忠好
		50 小中山	川口 哲史
		51 小中山開拓	小川 秀晴
⑰ 亀山	田中 隆志	52 亀山	田中 隆志
		53 西山	稲垣 悦生
⑱ 伊良湖	齋藤 往男	54 伊良湖	尾澤 明敏
		55 日出	齋藤 往男
		56 伊良湖開拓	石橋 昌幸
⑲ 堀切	小久保善和	57 堀切	小久保善和
		58 小塩津	太田 高史
⑳ 和地	中村 篤史	59 一色	荒木 佑輔
		60 和地	小久保有二
		61 土田	中村 篤史

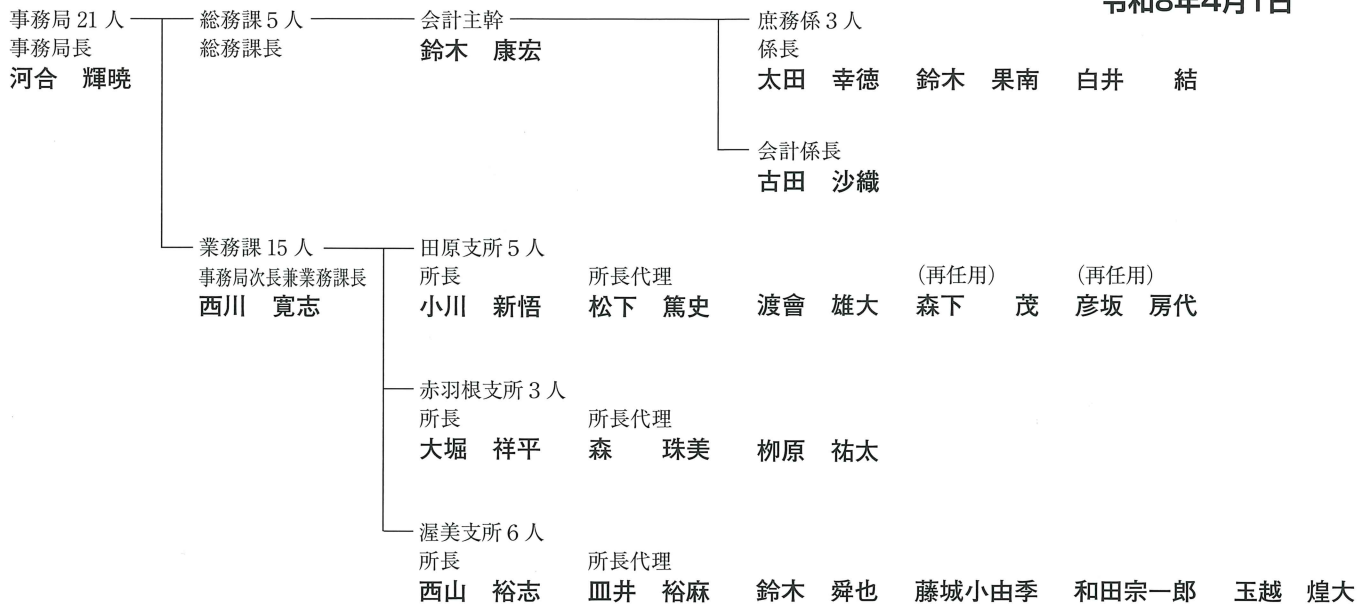
事務局異動者

令和8年4月1日

新 役 職 名	氏 名	旧 役 職 名
業務課 田原支所 工事管理係主任(再任用)	彦 坂 房 代	総務課長
退職	松 元 弘 貴	業務課 田原支所 工事管理係主事

事務局機構図

令和8年4月1日

休日・時間外の
事務所体制について

緊急を要する
揚排水機場の事故、或いは
漏水事故等については、
右記までご連絡下さい。

事務所電話 携帯電話へ転送されます

- 本部・田原支所…22-1589
- 赤羽根支所…45-2113
- 渥美支所…33-0701

事務所携帯電話

- 田原支所…080-6915-3406
- 赤羽根支所…080-6917-3406
- 渥美支所…090-3441-3406

こんなときは必ず土地改良区へ連絡しましょう!!

土地の異動、組合員の交替、住所変更があったとき

下記のような時は、組合員資格得喪通知書の提出が必要です。届出のない場合は、変更できませんので必ず届出てください。

- 組合員が死亡された場合
- 組合員が農地を喪失又は取得した場合
- 経営移譲した場合
- 住所等を変更した場合

温室・ハウスの新築・取壊等があったとき

施設の新築や取壊、売買等で変更があった場合も届出をお願いします。

農地整備を行うとき

採土、客土及び深耕または均平等を行うときは、土地改良区及び田原市農業委員会へ届出が必要です。

豊川用水の使用、廃止をするとき

新たに用水を使用するとき、田から畑に転換、もしくは、廃止するときも申請が必要となります。

排水路・道路等の占用をするとき

進入路等に使用したいとき又は、排水設備を設置するときは、申請が必要です。

※申請又は届出の用紙は、土地改良区事務所に用意してあります。
ホームページからダウンロードできる用紙もございます。

滞納金は新しい組合員が負担

農地の異動・売買の際、その土地に賦課金の滞納がある場合は買った人が滞納金を支払うよう法律(土地改良法第43条第1項)に規定されております。確かめてから売買契約をするよう注意願います。

農業用施設の安全対策について

農業用ため池、用排水路施設を遊び場とする幼児、児童等の水難事故が予想されます。

1. 豊川用水施設の幹線、支線、農業用溜池等で魚釣り、水遊びをしないこと。
2. 農業用排水施設の危険ヶ所に立ち入らないこと。
3. 危険ヶ所の点検をお願いすると共に、表示や安全施設について改善すべき点があれば、関係機関(用水については、土地改良区)に要望して下さい。

立入禁止



●畑地への散水・稲作時及び用水管理について

- ・畑地へのスプリンクラー等の散水時に道路への飛散がないようにお願いします。
- ・水田のあぜは、波板及びあぜ塗を行い、漏水が起こらないようにしましょう。
- ・水田の代かき・田植え・中干し等の用水管理はこまめに回り、出し流ししないようにしましょう。
- ・用水が止まり切らないときは、もう一度給水栓を全開にし、ゆっくり締め直す動作を繰り返しましょう。



水田あぜ塗

●畑かんの漏水防止のため給水栓の開閉はゆっくりと操作するように心掛けましょう。

●無効送水を削減し、省エネを心掛けましょう。

田原市土地改良区利水調整規程により

令和8年度の配水計画をホームページにて掲載しています。

<https://www.midorinet-tahara.com/suiden.html>

